第九項中「（視覚障害者の歩行を援助するための情報を、音声によって伝送する無線電話をいう。）」を削る。

第十項中「（設備規則第二十四条第十五項に規定するものをいう。）」を削る。

第十一項中「（ミリメートル波帯の周波数の電波を使用するレーダーであって、無線標定業務を行うものをいう。）」を削る。

第十二項中「（主として移動する人又は物体の状況を把握するため、それに関する情報（対象物の存在、位置、動き、大きさ等）を高精度で取得するために使用するものであって、無線標定業務を行うものをいう。）」を削る。

第十三項を次のように改める。

十三　人・動物検知通報システム用

1　占有周波数帯幅が五・八kHz以下のもの

周波数	空中線電力	備考
一四二・九三四三七五MHz以上一四二・九八四三七五MHz以下の周波数であって、一四二・九三四三七五MHz及び一四二・九三四三七五MHzに六・二五kHzの整数倍を加えたもの並びにこれに四MHzを加えたもの	一ワット以下	単向通信方式、単信方式又は同報通信方式

2　占有周波数帯幅が五・八kHzを超え一一・六kHz以下のもの

周波数	空中線電力	備考
一四二・九三七五MHz以上一四二・九八一二五MHz以下の周波数であって、一四二・九三七五MHz及び一四二・九三七五MHzに六・二五kHzの整数倍を加えたもの並びにこれに四MHzを加えたもの	一ワット以下	単向通信方式、単信方式又は同報通信方式

3　占有周波数帯幅が一一・六kHzを超え一七・四kHz以下のもの

周波数	空中線電力	備考
一四二・九四〇六二五MHz以上一四二・九七八一二五MHz以下の周波数であって、一四二・九四〇六二五MHz及び一四二・九四〇六二五MHzに六・二五kHzの整数倍を加えたもの	一ワット以下	単向通信方式、単信方式又は同報通信方式

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行の際現に受けている一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この告示の施行後においても、なおその効力を有する。

3　この告示による改正前の平成元年郵政省告示第四十二号の規定に適合する一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備については、平成三十三年八月三十一日までの間に限り、この告示による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例により技術基準適合証明等を受けることができる。この場合において、当該技術基準適合証明等の効力については、前項の規定を準用する。

○総務省告示第三百三十七号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の十四の規定に基づき、平成元年郵政省告示第四十九号（特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年八月三十一日　総務大臣　山本　早苗

第二項の表中「

動物検知通報システム用	六〇秒　注10	六〇〇秒　注10	一秒　注10

」を「

人・動物検知通報システム用	六〇秒　注10	二秒　注10

」に改め、同表注10(1)中「の無線設備」を「、かつ、キャリアセンスを備え付けていない無線設備」に改め、同注10(2)中「六〇〇秒」を「六〇秒」に改める。

第三項のただし書を削り、同項第一号を次のように改める。

1　テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用（四〇〇MHz帯又は一、二〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するものに限る。以下この号において同じ。）、人・動物検知通報システム用、無線電話用並びに無線呼出用の無線設備にあっては、次のとおりであること。

(1)　受信入力電力の値が給電線入力点において（一）九六デシベル（一、二〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用の無線設備にあっては、（一）一〇〇デシベル）（一ミリワットを〇デシベルとする。）以上の値となる他の無線局の電波を受信した場合、当該無線局の発射する電波と同一の周波数（複信方式及び半複信方式のもの